

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備
に関する法律（第4次分権一括法）に規定する介護保険法の一部改正について

1 趣旨

個性を活かし自立した地方をつくる地方分権改革を推進するために、「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」（平成 25 年 12 月 20 日閣議決定）を踏まえ、①国から地方公共団体へ、②都道府県から指定都市へ事務・権限の移譲等を行うこととし、第 4 次分権一括法（平成 26 年法律第 5 号）が平成 26 年 6 月 4 日に公布された。これにより介護保険法等の一部改正が行われた。（6 3 法律を一括改正）

（参考）

- ・第 1 次分権一括法（平成 23 年 4 月成立）
 - 居宅サービス・施設サービス等指定基準が国から地方公共団体に条例委任
- ・第 2 次分権一括法（平成 23 年 8 月成立）
- ・第 3 次分権一括法（平成 25 年 6 月成立）
 - 居宅介護支援事業所、介護予防支援事業所等指定基準を地方公共団体に条例委任

2 改正した主な内容（概要及び介護保険法の新旧対象表は別紙参照）

（1）業務管理体制の整備関係

① 《国 ⇒ 都道府県へ移譲》

指定等を受けている事業所等が 2 以上の都道府県の区域に所在し、かつ、2 以下の地方厚生局の管轄区域に所在する事業者にあっては、事業者の主たる事業所の所在地の都道府県知事に届出する。

② 《都道府県 ⇒ 指定都市へ移譲》

全ての指定等を受けている事業所等が一の指定都市の区域に所在する事業者にあっては、当該指定都市の長に届出する。

（参考）これまでの取扱いと同様

- ◆ 指定等を受けている事業所等が 2 以上の都道府県の区域に所在し、かつ 3 以上の地方厚生局の管轄地域に所在の事業者にあっては、厚生労働大臣に届出する。
- ◆ 地域密着型サービス事業又は地域密着型介護予防サービス事業のみを行う事業者であって、指定等を受けている全ての事業所等の所在地が一の市町村の区域に所在するものにあっては、当該市町村長に届出する。
- ◆ ①、②を含め、上記のいずれにも該当しない事業者であっては、指定等を受けている事業所等の所在地の都道府県知事に届出する。

（2）市町村に対する指導関係

《国 ⇒ 都道府県へ移譲》

都道府県知事は市町村長（指定都市及び中核市の長を除く。）に対し、市町村長が行う介護サービス事業所等の指定事務等について、報告を求め、又は助言若しくは勧告をすることができる。

3 施行時期

権限移譲の概要（介護保険法関係）

○ 介護サービス事業者の業務管理体制の整備に関する監督に係る権限移譲

○概要（法第115条の32、第115条の33及び第115条の34関係）

不正事業の再発防止及び制度の適正運営を図るために、平成20年の介護保険法改正により、介護サービス事業者に法令遵守等の義務づけるとともに、国・都道府県・市町村に、事業者への業務管理体制に関する報告書や立入検査及び勧告・命令の実施などの権限を付与。

○今回の改正の概要

事業所等が2以上の都道府県の区域にわたり、1又は2の地方厚生局の区域に所在する場合は、地方厚生局から都道府県へ、事業所等が全て同一指定都市内に所在する場合には、都道府県から指定都市へ権限移譲。

【現行】

事業所等の所在状況	監督権者
2以上の都道府県の区域、かつ、3以上の地方厚生局の区域	厚生労働大臣(本省)
2以上の都道府県の区域、かつ、1又は2の地方厚生局の区域	地方厚生局長
1の都道府県の区域	都道府県知事 うち、1の指定都市の区域
1の市町村の区域	市町村長 ※地域密着型サービスに限る。

監督権者
厚生労働大臣(本省)
主たる事務所が所在する都道府県知事
都道府県知事
指定都市の長
市町村長

業務管理体制の整備

- 法令遵守の義務の履行を確保するため、業務管理体制の整備を義務付けることにより、指定取消事案などの不正行為を未然に防止するとともに、利用者の保護と介護事業運営の適正化を図る。

(業務管理体制整備の内容)

法令遵守責任者の選任	マニュアルの整備
法令遵守責任者の選任	マニュアルの整備

20未満

20以上100未満
指定又は許可を受けている事業所数
(みなし事業所を除く)

届出先
厚生労働大臣
指定都市の長
市町村長
都道府県知事

【届出先】(平成27年4月以降)

区分	届出先
① 指定事業所が三以上の地方厚生局管轄区域に所在する事業者	厚生労働大臣
② 指定事業所が二以上の都道府県に所在し、かつ、二以下の地方厚生局管轄区域に所在する事業者	該当する事務所の所在地の都道府県知事
③ 指定事業所が同一指定都市内にのみ所在する事業者	指定都市の長
④ 地域密着型サービス(予防含む)のみを行う事業者で、指定事業所が同一市町村内にのみ所在する事業者	市町村長
⑤ ①から④以外の事業者	都道府県知事

注) みなし事業所は、病院等が行う居宅サービス(居宅療養管理指導、訪問看護、訪問介護)及び通所リハ)であつて、健康保険法の指定があつたとき、介護保険法の指定があつたものとみなされている事業所のこと。